

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 医療・介護連携強化加算のご案内

サービス付き高齢者向け住宅整備の際に、【医療サービス事業所(診療所・訪問看護等)】または【地域密着型・介護サービス事業所(看護小規模多機能型居宅介護等)】を併設する場合、補助金の基本額に加え、**医療・介護連携強化加算を申請できる場合**があります。
サービス付き高齢者向け住宅整備をご検討の際には、ぜひお気軽にご相談ください。

医療・介護連携強化加算の主な補助対象



入居者の生活相談やコーディネートを行う
コーディネートスペースの設置

医療サービス事業所 地域密着型・介護サービス事業所の併設設置費用
(いずれか一方のみ近接連携でも可能)

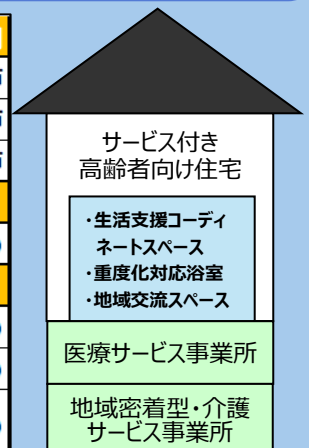
リフト浴(機械浴槽)等の重度化に対応した共同浴室の設置費用

入居者と地域住民との交流スペース設置費用

※ 加算申請には、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業(基本額)の要件に加え、加算要件があります。(裏面)

医療・介護連携強化加算の補助額について

生活支援サービススペース等設置費	上限2,000万円
生活支援コーディネートスペース(必須)	15万円/戸
リフト浴等重度化に対応した共同浴室(任意)	10万円/戸
入居者と地域住民が交流・団らんできるスペース(任意)	30万円/戸
医療サービス事業所設置費	
診療所、訪問看護ステーション	10万円/戸(上限400万円)
地域密着型・介護サービス事業所	
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15万円/戸(上限500万円)
認知所対応型通所介護、通所リハビリテーション	25万円/戸(上限1,000万円)
小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	40万円/戸(上限1,500万円)



- ※ 要件・補助額の詳細については、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」をご確認ください。
- ※ 病院、訪問介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所は、連携対象ですが補助対象外となります。
- ※ 医療サービス事業所、地域密着型・介護サービス事業所の補助対象はそれぞれ一つとします。(ただし、近接連携事業所は補助対象外。)
- ※ 出張所(サテライト)の併設でも、補助可能な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

補助詳細・加算要件は、東京都福祉局ホームページをご覧ください。
(下記問い合わせ先のURLまたはQRコードからアクセスしてください。)



お問い合わせ先：東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 高齢者住宅担当
電話：03-5000-7564 E-MAIL：S1140603@section.metro.tokyo.jp
URL：<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu.shien/renkeikyokakasan>

医療・介護連携強化加算の主な加算要件

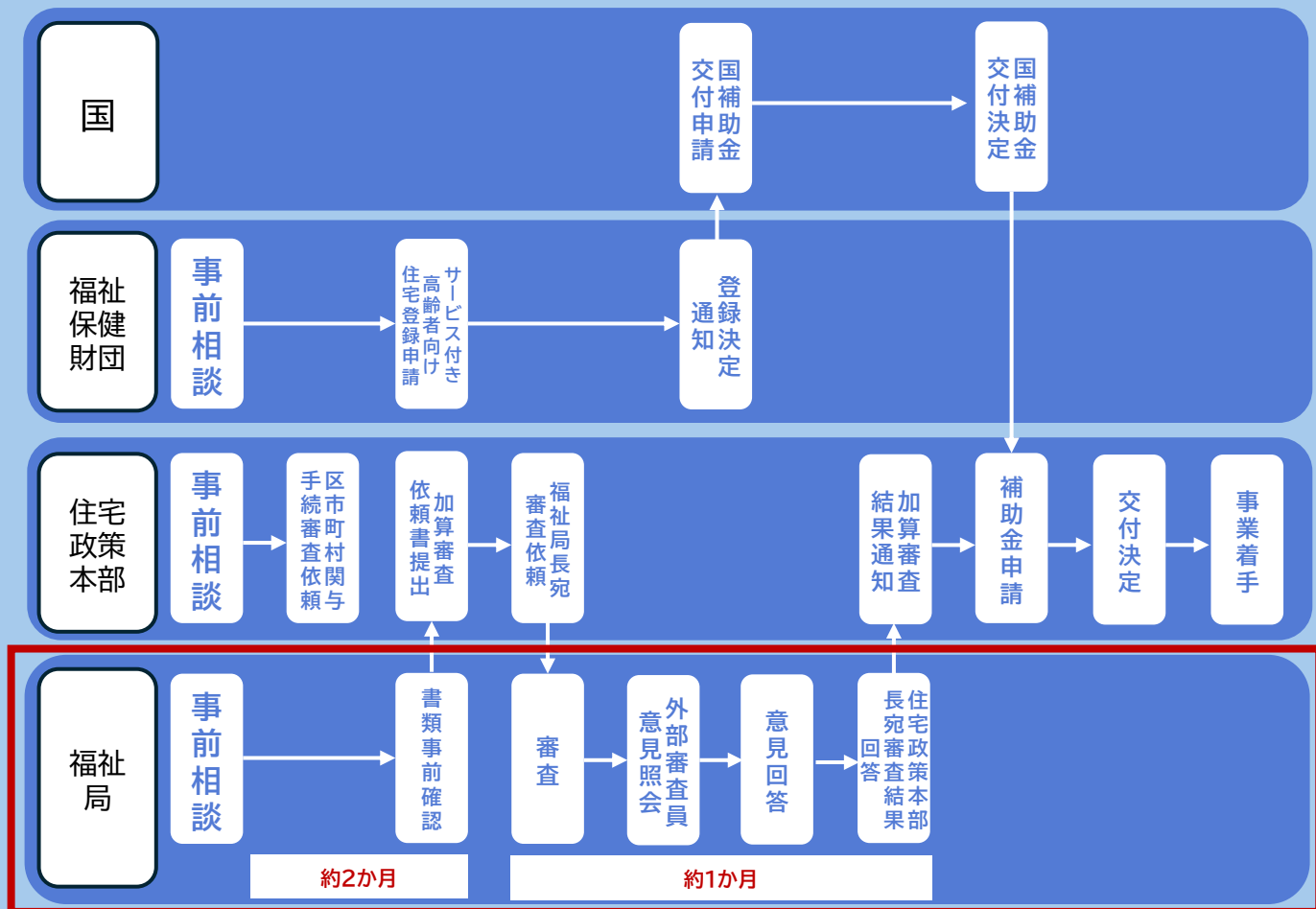
住宅、医療サービス事業所、地域密着型・介護サービス事業所 の三者が相互に連携し、入居者に効果的なサービス提供を行う方策・体制の構築

入居者の生活相談や生活全般のコーディネートを行う「コーディネーター」の配置

サービス付き高齢者向け住宅に原則、常駐職員を配置(24時間365日)

※ その他の加算要件の詳細は「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」等を必ずご確認ください。

医療・介護連携強化加算の審査の流れについて



* 審査をスムーズに進めるため、審査依頼の2カ月前に福祉局に事前相談を行ってください。(書類の確認を実施します)

* 審査期間は約1か月です。その他手続を含め、事業着手(新築する事業及び改修を含む事業を実施する場合は工事着工)の2カ月前には加算審査依頼の提出をしてください。

* 審査書類の提出先は住宅政策本部(交付申請書類と同様)ですが、審査(質疑等含む)は福祉局で行います。

※ 事前相談から決定までの所要期間等詳細については、各所管に確認してください。

※ 医療・介護連携強化加算の審査手続きは、都に応募交付申請を提出する前に行う必要がありますが、登録申請や国補助金の交付申請の後に行っても構いません。